

大学改革支援・学位授与機構による
学位授与制度と
単位積み上げ型の学士の学位授与

大学改革支援・学位授与機構
研究開発部 吉川裕美子

中央教育審議会大学分科会将来構想部会
制度・教育制度改革WG（第11回）

2018（平成30）年2月27日

文部科学省東館 3F1特別会議室

大学改革支援・学位授与機構による 学位授与制度

沿革

- 平成3(1991)年7月
学位授与機構 創設

日本において**大学以外で**
学位を授与する**唯一の機関**

生涯学習の推進

- 平成12(2000)年4月 改組
大学評価・学位授与機構
- 平成16(2004)年4月 法人化
独立行政法人
大学評価・学位授与機構
- 平成28(2016)年4月 法人統合
独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構



機構が行なう学位授与：2つの類型

- 学校教育法第百四条

4 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める**学位を授与**するものとする。

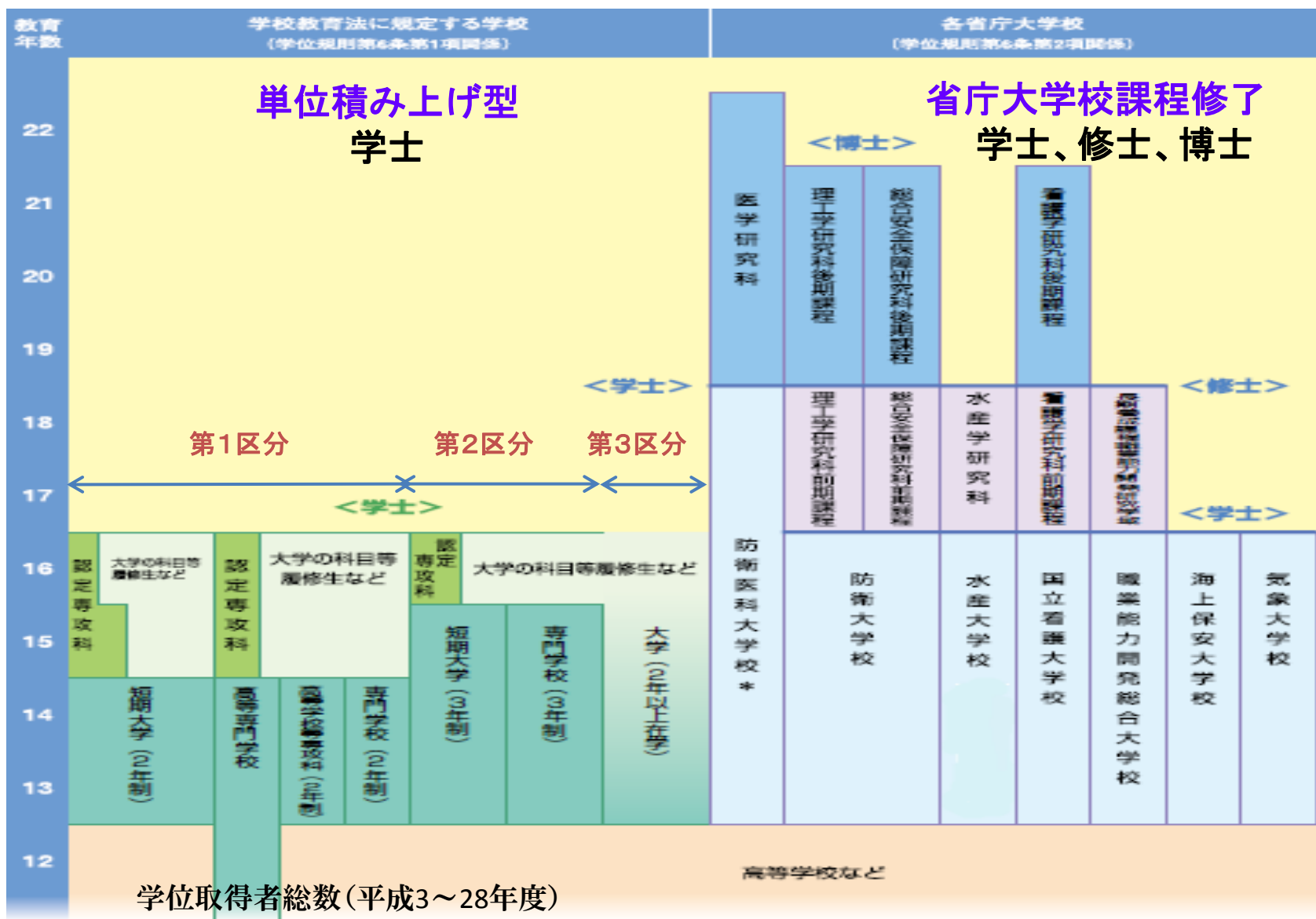
一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 **学士**

単位積み上げ型の学士の学位授与 → 学位規則第6条第1項

二 学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 **学士、修士又は博士**

省庁大学校の課程修了者への学位授与 → 同第6条第2項

機構の学位授与制度に関する学校・教育施設



学位取得者総数(平成3~28年度)

学士 73,046人 修士 2,631人 博士 554人 総計 76,231人

< >は機構が授与する学位を示す。

学校教育法第104条第4項第1号／学位規則第6条第1項 単位積み上げ型の学士の学位授与

特徴

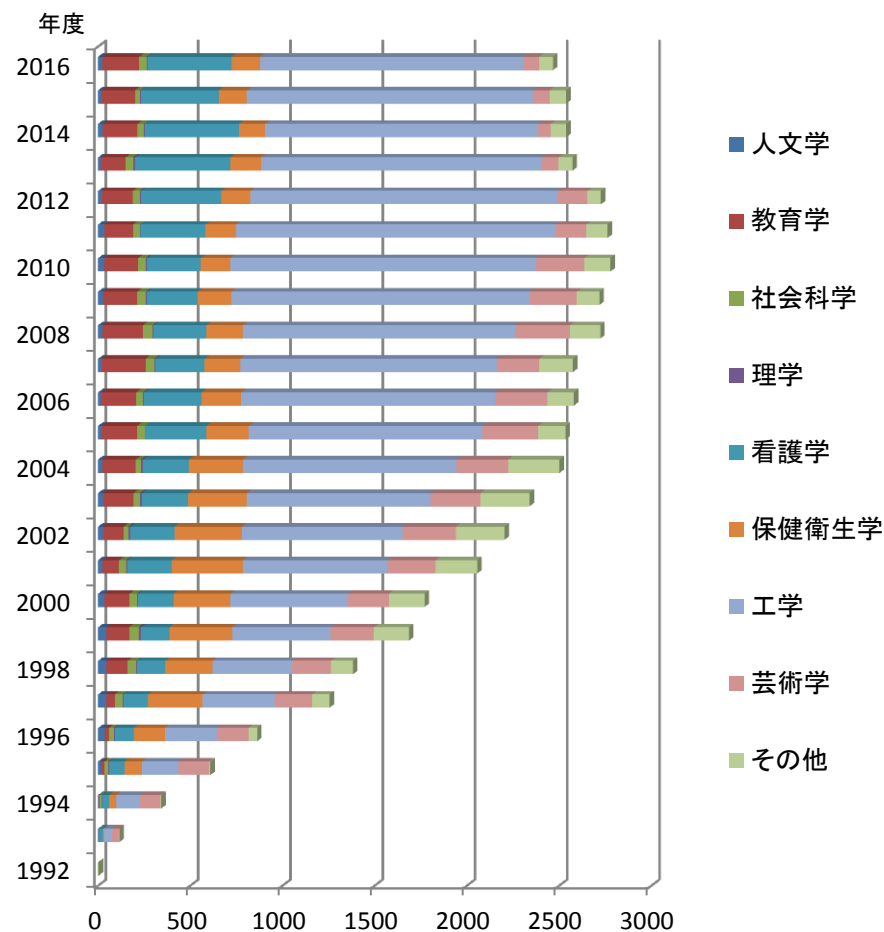
- 個人が高等教育段階で行なった**学習の成果**を評価し、大学の卒業者と同等の学力を有する者に**学士**を授与

1992年度から2016年度までに
単位積み上げ型の学士の
学位授与制度により、延べ
48,638人が機構の**学士**を取得

- 多様な専攻分野で学士を授与

文学、神学、**教育学**、**社会学**、
教養又は学芸、**社会科学**、**法学**、
政治学、**経済学**、**商学**、**経営学**、
理学、**薬科学**、**看護学**、**保健衛生学**、
鍼灸学、**口腔保健学**、**柔道整復学**、
栄養学、**工学**、**芸術工学**、**商船学**、
農学、**水産学**、**家政学**、**芸術学**、
体育学（28分野）

機構の学士の学位取得者数の推移
(単位積み上げ型、1992～2016年度)



単位積み上げ型の学士の学位授与

大学

学士

大学改革支援・
学位授与機構

学士

- 修得単位の審査
- 学修成果・試験の審査

大学を卒業した者と
同等以上の学力を
有すると認める者

体系的
教育課程

- 専門の学芸
- 幅広く深い教養
- 総合的判断力
- 豊かな人間性

(教育課程)

専攻の区分
ごとの

修得単位の
審査の基準
(60の基準)

学修
成果

大学

科目の
履修

認定
専攻科

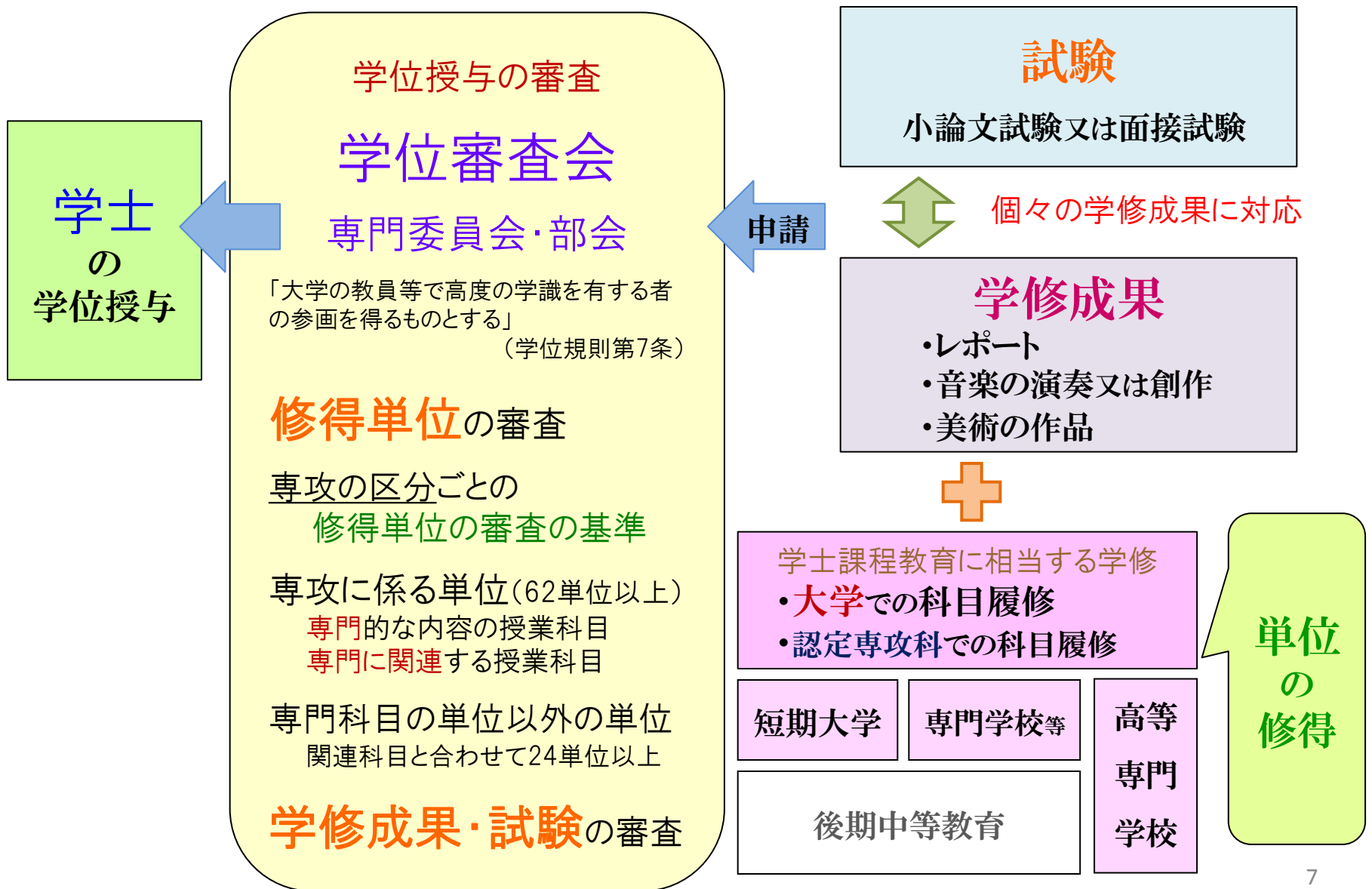
科目の
履修

積み
上げ
単位

修得単位

短期大学/
高等専門学校/
専門学校等での
学修

単位積み上げ型の学士の学位授与：申請と審査



単位積み上げ型の学士の学位授与

- 機構の学士の学位授与に係る審査の2本柱
 - 修得単位の審査
 - 学修成果・試験の審査
 - なぜ学修成果の提出を求め、試験を実施するのか
 - 「学士」取得者に求められる力を、個々の申請者について審査
 - ※ 学修成果をレポートとする場合…小論文試験
学修成果を演奏・創作(音楽)、作品(美術)とする場合…面接試験
 - だれが審査するのか
 - 学位審査会 専門委員会(19)部会(43)、専門委員(約360名)
全国の大学の教授(当該専門の事項に関し学識経験のある者)
 - 何を審査するのか
 - 専攻の区分に係る学士の水準の学力を有するか
学修成果の内容と学修成果に応じて出題される問いへの解答から
総合的に判断
専門委員との学術的な対話
- ⇒ 学位の質の保証

社会人学士取得者の特徴 (1)

- 学士取得の動機

 - 専攻分野における学問的・専門的知識の深化

 - 職場での地位の向上(昇給、昇進など)

 - 仕事上、有益な知識や技術の習得

 - 進学(国内外)

 - その他 資格等の取得要件

 - 職場で4年制大学卒業者の増加

 - 海外での就職

- 申請時の職業

 - 保健・医療職、会社員、教員など

- 年齢層

 - 26歳以降、30代～40代が主流

社会人学士取得者の特徴 (2)

- **基礎となる学修**

 - 専修学校専門課程(3年制)修了が増加

 - 短期大学卒業は減少傾向

 - 大学中途退学も一定数(5%前後)

- **学修の形態(積み上げ単位の修得)**

 - 大学の科目等履修生制度等の利用が大多数

 - 大学の通信教育課程、放送大学も活用

- **申請の専攻分野**

 - 看護学、保健衛生学、教育学

 - 他の専攻分野は少数、分散

機構の学位授与制度の意義と課題

- 生涯学習への寄与
短期高等教育修了者に学士の学位取得への途をひらく
個人の学修・職業経歴
- 「学士」に求められる学力・能力とその審査
修得単位の審査と学修成果・試験
単位修得を通じて身についた学力の審査
学位の質の保証
単位累積加算による124単位の修得審査だけでは判定は困難
- 審査機関としての制約
学習・助言機能をもたない(学位審査会・専門委員会による審査)
機構の学位授与制度に対する社会の認知度
生涯学習とその成果への社会の評価

機構の学位授与制度の意義と課題

- **単位の修得**

専門科目、関連科目、専攻以外の授業科目の単位を申請者が区分し申告
実験系の授業科目の多くは科目等履修生に非開講

- **学修成果と試験**

学修成果(学術的レポート)の独力での作成は容易でない

学士の取得を希望する専攻の区分に即したテーマを申請者が設定
テーマに関する学修と十分な知識・理解に基づいて論述

申請者自身の考察と結論、論考の過程、考察の根拠の記述

試験を通じて、学修成果に示された申請者の学力を個別に確認

修得単位の審査と学修成果・試験の審査に基づき授与された
機構の学士の学位は、諸外国においても承認されている

単位累積加算とリカレント教育

- 単位累積加算制度

「複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学士等の学位を授与する制度」

大学・高等教育機関の学修はそもそも授業科目の履修(学修量・達成)を証明する単位の累積加算により編成

アメリカはもとより欧州諸国でも単位移動加算制度を導入
(Credit Transfer and Accumulation System)

- 大学での学修とリカレント教育

社会人の学び直し 学位課程か職業継続教育か

学位取得に求められる学力・技能と職業能力向上の差異

継続教育 (continuing education, further education) の位置づけ